

○農林水産省告示第千二百五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十六日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表				別表			
都道府県		市町村	地 域	都道府県		市町村	地 域
北海道		(略)	(略)	北海道		(略)	(略)
		斜里郡斜里町	豊倉（百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、二百五十一番並びに二百五十二番に限る。）、中斜里（七十三番二から五まで、七十四番一及び四、七十五番三及び五、七十六番一、二、四及び十から十二まで並びに七十七番一、二、七及び八に限る。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来運（一番一から八まで、二番一から七まで、三番一から十二まで、四番一、二及び四から十一まで、八番一から六まで及び八から十二まで、九番一から四まで及び七、十番一から十まで、十一番一から三まで、十二番一から五まで、十三番、二十八番一から五まで、二十九番、三十番、三十一番一から三まで及			斜里郡斜里町	豊倉（百六番、百六番二、百七番一及び四、百八番一から四まで、百九番一から五まで、百十二番一、三及び四、百十三番一及び四から八まで、百十四番一から十四まで、百十五番一、四及び五、百十八番一、二及び九から十一まで、百十九番一及び十三、百二十番一から六まで及び九から十一まで、百二十一番一、十及び十一、百六十八番五、六及び八から十まで並びに百八十七番から百八十九番まで並びに町道以久科豊倉六号道路以南で北海道旅客鉄道釧網線以東の地域に限る。）、中斜里（北海道道千号線及び北海道道八百二十七号線以北の地域並びに三十八番一、三、六、九から十三まで、十六、十七、十九及び二十四、三十九番四から九まで、十二から二十二まで、二十五から三十五まで、三十八、五十一から六十三まで、六十五から七十三まで、七十六、七十七、七十九から八十二まで及び八十四、五十四番二及び四、五十五番一から

び五から十三まで、三十二番一から八まで、三十三番一から五まで、三十四番一から七まで、三十五番一から四まで、三十六番一から四まで、四十二番一から三まで、四十三番一から四まで、四十四番一から三まで、四十五番一から三まで、五、八、九及び十三から二十まで、四十六番一、二、四及び五、四十七番一及び二、四十八番一から三まで、四十九番一及び二、五十番一及び三から五まで、五十一番一及び二、五十二番、五十三番二及び三、五十四番一及び二、五十五番一及び二、五十六番、五十七番一から三まで、五十八番一から四まで、五十九番一及び四から六まで、六十番一から三まで、八及び十四から二十五まで、六十一番一から十まで、六十二番一から四まで、六及び七、六十三番一から七まで及び十から二十三まで、六十四番一、二、四から七まで、十から十七まで及び十九から二十一まで、六十八番二、七十三番一から九まで、七十四番一及び三から五まで、七十五番一から七まで、七十六番一から十まで、七十七番並びに七十八番に限る。）

三まで及び五から十まで並びに五十六番一、二及び四から七までを除く。）、三井（七十九番一から三まで、八十番一から四まで、八十一番一及び二、八十二番一及び二、百十七番一から四まで、百十八番一から六まで、百十九番一から三まで、五及び十から十二まで、百二十番一から三まで並びに八十一番一及び百十七番一に隣接する国有地に限る。）及び来運（十六番一から九まで、二十一番一、五及び十から十二まで、二十二番一から四まで、二十三番一、二十四番五、八十番一から十七まで、八十一番一から十六まで、八十二番一から三まで、八十三番一から十五まで、八十四番一から五まで、八十五番一から五まで、八十六番一から十二まで、八十七番一から三まで及び七から二十まで、八十八番一から十八まで、八十九番二、五から七まで及び十一から十八まで、九十一番一から十四まで、九十三番二から四まで、六から十八まで、二十から二十五まで及び二十七、九十四番二から十二まで及び十四から十六まで、九十五番一及び二、九十七番一及び二、九十八番一及び四、九十九番、百番一から三まで、百一番一、百二番、百五番一及び三から七まで、百六番一から三まで、百七番一から七まで、百八番一から十一まで、百十番一及び三から五まで、百十一番一及び三から五まで、百十二番、百十三番一、二及び四から十四まで、百十四番一、二、四から十八まで、二十から二十三まで及び二十五から三十まで、百十五番一及び二、百十六番、百十七番一、二、六、十三、十六及び十七、百十八番一から三まで、五、七から十五まで、百二十番一から三まで、百二十一番一、二、四及び五、百二十二番一及び四から十二まで、百二十三番一から十八まで、百二十四番一から七まで、百二十五番一及び三から五まで、百二十六番一から五まで、百二十七番一及び三から十六まで、百二十八番一及び四、百二十九番一から三まで、百三十番一及び三から七まで、百三十一番一から四まで、百三十二番一、三から五まで、七、

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

十四から十七まで及び十九から二十二まで、
百三十三番一及び二、百三十四番、百三十五
番一及び二、百三十六番一から九まで、百三
十七番一から四まで、百三十八番一及び二、
百三十九番一から三まで、百四十番一及び二、
百四十一番一、二及び五から十一まで、百四
十二番一から九まで、百四十三番一から六ま
で、百四十四番一から三まで、百四十五番、
百四十六番一から十三まで、百四十七番一か
ら三まで、百四十八番一から三まで及び五か
ら七まで、百四十九番一から五まで、百五十
番一から十まで、百五十一番一から二十六ま
で、百五十二番一から四まで、百五十三番一
から四まで、百五十四番、百五十五番一から
三まで及び五から十六まで、百五十六番一及
び三から九まで、百八十番二、十二及び十三、
百八十三番一から五まで及び八から三十三ま
で、百八十四番一から三まで、百八十五番一
から三まで、百八十六番一から六まで、八及
び十から十七まで、百八十七番一から六まで、
百八十八番一から六まで、百八十九番一、二、
四から八まで、十一から三十三まで及び三十
五から四十二まで、百九十番一及び三、百九
十一番一、四及び六、百九十二番一及び二、
百九十三番一から三まで、五及び七から九ま
で、百九十四番、百九十四番四から七まで、
百九十五番一から五まで、百九十六番一、二
及び四から七まで、百九十七番一及び三、百
九十八番一から三まで、五、七から九まで及
び十二から二十五まで、百九十九番一、三及
び五から八まで、二百番一、三及び七から十
まで、二百一番一、二、四、六、八、九及び
十一から三十五まで、二百二番一から三まで、
五、七及び九から十一まで、二百三番、二百
四番、二百四番二、二百五番一及び二、二百
六番、二百七番一から十一まで、二百十一番
並びに二百十二番を除く。）